

## 大会・国際春季フォーラム優秀発表賞に関する規定

### (賞の設定)

第 1 条 大会運営委員会は、若手研究者の育成と学会全体の研究活動の活性化をはかるために、各年度の大会・国際春季フォーラムにて特に優れた研究発表を表彰する。

### (審査対象)

第 2 条 大会・国際春季フォーラム開催年度の前年度末（3月31日）の時点で会員であり、優秀発表賞の審査を希望する者による研究発表（連名発表の場合は、会員を1名以上含むこととする）。なお、上記の会員資格に加え、同前年度末の時点で修士号未取得か修士号取得後10年未満の者による発表（連名発表の場合は発表者全員が当該条件を満たす場合）については、「優秀発表賞」に加えて「佳作」の審査対象ともなる。

### (授賞)

第 3 条 国際春季フォーラム優秀発表賞については同年度の6月に開催される大会運営委員会にて、大会優秀発表賞については同年度の12月に開催される大会運営委員会にて、審査委員会の推薦をもとに審議の上、受賞研究発表を決定する。

第 4 条 受賞研究発表者（連名発表の場合は代表者）には会長名の表彰状を授与し、大会の総会で報告する。併せてホームページおよびニュースレター『え〜ごがく』にて公表する。

### (審査)

第 5 条 大会運営委員会のもとに審査委員会を組織する。

第 6 条 国際春季フォーラム優秀発表賞については国際春季フォーラム実行委員長が、大会優秀発表賞については大会運営委員長が審査委員長を務め、上記大会運営委員会に候補者を推薦する。

第 7 条 審査委員、審査委員会の構成および審査基準については別に定める。

第 8 条 審査希望者は「研究活動における不正行為防止等のガイドライン」を遵守していなければならない。万一不正行為が認められた場合には、ガイドラインの第3項による措置を取るものとする。

### 附則

1. この規定は、2015年10月1日より施行する。
2. この規定は、施行後3年を目途に見直しを行うものとする。

### 附則

この改正規定は、2019年3月1日より施行する。